



宮 崎 県 公 報

平成23年7月4日(月曜日)号外 第58号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

	頁
告 示	
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (水産政策課) 1	

告 示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年7月4日

宮崎県告示第 582号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年宮崎県告示第 115号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第 124号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 234号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。))及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 296号)の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。))及び農工商等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの(以下「認定中小企業者」という。))に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。))を貸し付けるものとする。</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第 124号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。))、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 234号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、<u>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。))及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 296号)</u>、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。))</u>、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)</u>、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成23年農林水産大臣告示第 608号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。))及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規</u></p>

（沿岸漁業改善資金の種類等）

第 2 条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその 1 沿岸漁業従事者等及び 1 認定中小企業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第 1 のとおりとする。

（貸付金の合計額の限度）

第 3 条 1 沿岸漁業従事者等及び 1 認定中小企業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、3,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

（借受資格）

第 4 条 沿岸漁業改善資金の借受資格を有する者（以下「借受資格者」という。）は、沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のうち別表第 1 の資金種類の欄に掲げる資金の種類ごとに同表の貸付内容の欄に掲げる事業等を適正に実施することが見込まれるものとしてそれぞれ同表の貸付けの相手方の欄に掲げるものとする。この場合において、漁業従事者の減少・高齢化が進む最近の漁業情勢にあって、水産物の供給を安定的に行う、意欲と能力のある担い手の育成が求められていることにかんがみ、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けに当たっては、漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者として知事が定めるものに対して配慮するものとする。

2 [略]

3 同一の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者に対する貸付けは、知事が定める場合を除き原則として別表第 1 の貸付内容ごとに 1 回に限るものとする。

（保証人又は担保の提供）

第 5 条 [略]

2 [略]

3 借受申請者が沿岸漁業従事者等又は認定中小企業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、当該団体の役

定の施行等に関する政令（平成23年政令第 132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、法第 3 条第 1 項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）、農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた中小企業者であつて同条第 2 項第 2 号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第 5 条第 1 項の認定を受けた者であつて同条第 4 項第 3 号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付けるものとする。

（沿岸漁業改善資金の種類等）

第 2 条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び 1 促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第 2 条第 1 項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成28年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第 1 の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年間延長して適用するものとする。

（貸付金の合計額の限度）

第 3 条 1 沿岸漁業従事者等、1 認定中小企業者及び 1 促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、3,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

（借受資格）

第 4 条 沿岸漁業改善資金の借受資格を有する者（以下「借受資格者」という。）は、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者のうち別表第 1 の資金種類の欄に掲げる資金の種類ごとに同表の貸付内容の欄に掲げる事業等を適正に実施することが見込まれるものとしてそれぞれ同表の貸付けの相手方の欄に掲げるものとする。この場合において、漁業従事者の減少・高齢化が進む最近の漁業情勢にあって、水産物の供給を安定的に行う、意欲と能力のある担い手の育成が求められていることに鑑み、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けに当たっては、漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者として知事が定めるものに対して配慮するものとする。

2 [略]

3 同一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けは、知事が定める場合を除き原則として別表第 1 の貸付内容ごとに 1 回に限るものとする。

（保証人又は担保の提供）

第 5 条 [略]

2 [略]

3 借受申請者が沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、

員) が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4・5 [略]

別表第 1 (第 2 条・第 4 条関係)

資金種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付限度額	償還期間等
1 経営等改善資金				
(1) 操船作業省力化機器等設置資金	ア 自動操だ装置の設置費用 イ 遠隔操縦装置の設置費用 ウ レーダーの設置費用 エ 自動航跡記録装置の設置費用 オ GPS受信機の設置費用	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)、沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限り。) 又は認定中小企業者	500万円(自動操だ装置を設置する場合には1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合には1台につき130万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
(2) 漁業省力化機器等設置資金	ア 動力式つり機の設置費用 イ ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 ウ ネットホーラー等の揚網機の設置費用 エ 漁業用ソナーの設置費用 オ カラー魚群探知機の設置費用 カ 海水冷却装置の設置費用 キ 巻取りウィンチの設置費用 ク 放電式集魚灯の設置	[略]	500万円(動力式つり機を設置する場合には1セットにつき80万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合には1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき120万円、漁業用ソナーを設置する場合には1台につき120万円、カラー魚群探知機を設置する場合には1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合には1台につき150万円、巻取りウィンチを設置する場合には1台につき180万円、巻取りウィンチを設置す	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)

当該団体の役員) が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4・5 [略]

別表第 1 (第 2 条・第 4 条関係)

資金種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付限度額	償還期間等
1 経営等改善資金				
(1) 操船作業省力化機器等設置資金	ア 自動操だ装置の設置費用 イ 遠隔操縦装置の設置費用 ウ サイドスラスターの設置費用 エ レーダーの設置費用 オ 自動航跡記録装置の設置費用 カ GPS受信機の設置費用	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)、沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限り。) 認定中小企業者又は促進事業者	500万円(自動操だ装置を設置する場合には1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき100万円、サイドスラスターを設置する場合には1台につき400万円、レーダーを設置する場合には1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合には1台につき130万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。) 六次産業法第11条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
(2) 漁業省力化機器等設置資金	ア 動力式つり機の設置費用 イ ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 ウ ネットホーラー等の揚網機の設置費用 エ 巻取りウィンチの設置費用 オ 放電式集魚灯の設置費用 カ 漁業用クレーンの設置費用 キ 漁獲物等処理装置の設置費用 ク 海水冷却装置の設置	[略]	500万円(動力式つり機を設置する場合には1件につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合には1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき120万円、巻取りウィンチを設置する場合には1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合には1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合には1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)

	費用 ケ 漁業用ク レーンの設 置費用		る場合にあつては 1台につき70万円 (ただし、第4条 の知事が定めるも の場合にあつて は300万円)、放 電式集魚灯を設置 する場合にあつて は1セットにつき 200万円、漁業用 クレーンを設置す る場合にあつては 1台につき400万 円)						
(3) 補 機関等 駆動機 器等設 置資金	[略]	[略]	500万円(補機 関(動力取出し装 置付き推進機関を 含む。)を設置す る場合にあつては 1台につき400万 円、油圧装置を設 置する場合にあつ ては1台につき1 00万円)	7年以内(据置 期間1年以内を 含む。)。ただ し、農商工連携 促進法第13条の 規定が適用され る場合にあつて は9年以内(据 置期間3年以内 を含む。)、バ イオ燃料法第10 条の規定が適用 される場合にあ つては9年以内 (据置期間1年 以内を含む。)	(3) 補 機関等 駆動機 器等設 置資金	[略]	[略]	500万円(補機 関(動力取出し装 置付き推進機関を 含む。)を設置す る場合にあつては 1台につき400万 円)	(1)と同じ
(4) 燃 料油消 費節減 機器等 設置資 金	[略]	[略]	[略]	7年以内(据置 期間1年以内を 含む。)。ただ し、農商工連携 促進法第13条の 規定が適用され る場合にあつて は9年以内(据 置期間3年以内 を含む。)、バ イオ燃料法第10 条の規定が適用 される場合にあ つては9年以内 (据置期間1年 以内を含む。)	(4) 燃 料油消 費節減 機器等 設置資 金	[略]	[略]	[略]	(1)と同じ
(5) 新 養殖技	[略]	[略]	[略]	4年以内(据置 期間2年以内を	(5) 新 養殖技	[略]	[略]	[略]	4年以内(据置 期間2年以内を

<p>術導入 資金</p>				<p>含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては5年以内(据置期間2年以内を含む。)</p>	<p>術導入 資金</p>				<p>含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては5年以内(据置期間2年以内を含む。)、<u>六次産業法第11条の規定が適用される場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)</u>。</p>
<p>(6) 資源管理型漁業推進資金</p>	<p>(1) [略] (2) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>	<p>(6) 資源管理型漁業推進資金</p>	<p>(1) [略] (2) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の規定が適用される場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、<u>六次産業法第11条の規定が適用される場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)</u>。</p>
<p>(7) 環境対応型養殖業推進資金</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工連携促進法第13条の</p>	<p>(7) 環境対応型養殖業推進資金</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>(6)と同じ</p>

<p>(8) 乗組員安全機器等設置資金</p>	<p>ア 転落防止用手すりの設置費用 イ すべり止めの設置費用 ウ 安全カバー装置の設置費用 エ 揚網機安全装置の設置費用 オ 船上トイレの設置費用</p>	<p>[略]</p>	<p>150万円 (転落防止用手すり、すべり止め又は安全カバー装置を設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円、船上トイレを設置する場合にあっては30万円)</p>	<p>規定が適用される場合にあつては12年以内 (据置期間5年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては12年以内 (据置期間3年以内を含む。)</p> <p>転落防止用手すり、すべり止め、安全カバー装置及び揚網機安全装置の設置費用については5年以内 (据置期間1年以内を含む。)、船上トイレの設置費用については3年以内</p>	<p>(8) 乗組員安全機器等設置資金</p>	<p>ア 転落防止用手すりの設置費用 イ 安全カバー装置の設置費用 ウ 揚網機安全装置の設置費用</p>	<p>[略]</p>	<p>150万円 (転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円)</p>	<p>5年以内 (据置期間1年以内を含む。)</p>
<p>(9) 救命消防設備購入資金</p>	<p>ア 膨張式救命いかだの購入費用 イ 救命胴衣の購入費用 ウ 救命浮環又は救命浮輪の購入費用 エ 信号紅炎の購入費用 オ 消火器の購入費用 カ イーバブの購入費用 キ レーダートランスポンダの購入費用</p>	<p>[略]</p>	<p>130万円 (膨張式救命いかだを購入する場合にあっては1台につき50万円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーバブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円)</p>	<p>膨張式救命いかだ、救命胴衣、救命浮環又は救命浮輪、信号紅炎及び消火器の購入費用については2年以内、イーバブ及びレーダートランスポンダの購入費用については5年以内</p>	<p>(9) 救命消防設備購入資金</p>	<p>ア 救命胴衣の購入費用 イ 消火器の購入費用 ウ イーバブの購入費用 エ レーダートランスポンダの購入費用 オ 小型漁船緊急連絡装置の購入費用</p>	<p>[略]</p>	<p>130万円 (救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーバブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円)</p>	<p>救命胴衣又は消火器の購入費用については2年以内、イーバブ、レーダートランスポンダ及び小型漁船緊急連絡装置の購入費用については5年以内</p>
<p>(10) 漁船転覆防止機器等設置資金</p>	<p>ア 漁獲物の横移動防止装置の費用 イ 甲板口のコーミング</p>	<p>[略]</p>	<p>150万円 (漁獲物の横移動防止装置、甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置を設置</p>	<p>[略]</p>	<p>(10) 漁船転覆防止機器等設置資金</p>	<p>ア 漁獲物の横移動防止装置の費用</p>	<p>[略]</p>	<p>150万円 (漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚そう</p>	<p>[略]</p>

(11)・(12) [略]	<u>の設置費用</u> <u>ウ 甲板口の</u> <u>閉鎖装置の</u> <u>設置費用</u> <u>エ 甲板下の</u> <u>魚そうの設</u> <u>置費用</u>		する場合にあっては30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては 100万円)		(11)・(12) [略]	<u>イ 甲板下の</u> <u>魚そうの設</u> <u>置費用</u>		を廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては 100万円)	
[略]					[略]				

別記様式第 2 号の 1 及び別記様式第 2 号の 1 の 2 を次のように改める。

様式 2 号の 1 (第 6 条関係)

事 業 計 画 書

〔 経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金用 〕

1 総括表

申請者の氏名	購入設置する機器等			購入設置費	申 請 額
	種類名称	台(セット)数	単 価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 設 置 計 画

(1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

(2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船 名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

(注) 1 設置計画の記入に当たっては、次の事項に注意されたい。

- (1) 資金の種類及び機器等の種類名称……………「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類及び「遠隔操縦装置」種類を記入する。
- (2) メーカー名称及び型式名称……………機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入する。
- (3) 施工者名称……………機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。

(4) 機器等の内容……………機器の性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入する。

- (例) 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット式 操だ機 電動 ○ kW
 遠隔操縦装置 推進機関 ○ kW用
 動力式つり機 } ○ 漁業用、電動 ○ kW
 ラインホーラー } 巻き上げ速度 ○ m/min
 ネットホーラー }
 漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容
- 補 機 関 ○○用 ○ kW (動力取出装置のみの場合にあっては取出し出力をOPSとして記入する。)
 漁船用環境 ○ kW
 高度対応機関
 定速装置 ○○用
 安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー ○製
 揚網機安全装置 揚網機カバー ○製
 揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、○○用
 漁獲物の横移動防止装置 魚そう 長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。
 荷止板 ○製長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚
 隔壁 ○製厚さ○cm○枚設置 (防熱○材厚さ○cm)
 魚溜め ○製長さ○m×幅○m×深さ○m
 レーダー反射器 多板組立式有効反射面積○m² (吊下式)
 無線電話 ○ Hz ○ W
 灯火付きブイ 白色 ○ W
 レーダー反射器付ブイ 多板組立式有効反射面積○m²

(注) 2 次の資料を添付すること。

- (1) 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱い書若しくは設計図又はこれらのコピー
- (2) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者以外の場合は、別紙の収支計画 (ただし、乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器購入等資金及び漁具損壊防止機器購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差支えない。)

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(別紙)

収 支 計 画

			最近 1 年間 (年度)	今 後 の 予 想		
				年度	年度	年度
漁 業 部 門	収	販 売 額	千円	千円	千円	千円
	入	合 計 (A)				
	支 出	販 売 手 数 料	千円	千円	千円	千円
		燃 料 費				
		漁 具 費				
		食 種 苗 料 費				
	氷 函 代 費					
	加 工 資 材 費					
	修 理 品 費					
	消 耗 品 給 与 料					
	乗 組 員 等 保 險 料					
	乗 組 員 等 保 險 料					
	漁 船 保 險 料					
	営 公 租 公 課 費					
	減 価 償 却 費					
	沿 岸 漁 業 改 善 金					
	資 金 償 還 金 他					
	そ の 他					
	合 計 (B)					
	差引損益 (A - B = C)	千円	千円	千円	千円	
漁の 業事 以業 外	収 入	千円	千円	千円	千円	
	支 出					
	(うち減価償却)					
	差 引 損 益 (D)					
営収 業支 外 の	営 業 外 収 入	千円	千円	千円	千円	
	営 業 外 支 出					
	(うち借入金利息)					
	差引営業外損益 (E)					
経 常 損 益 (C + D + E)		千円	千円	千円	千円	

様式第 2 号の 1 の 2 (第 6 条関係)

事業計画書 (資源管理型漁業推進資金用)

1 総括表

申請者の氏名	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他の	

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イー① 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イー① 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対 象 魚 種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ)ー① 活魚出荷に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

(イ)ー② 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量(原料魚)	年間	t
加 工 の 方 法				

(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

3 資 金 計 画

資 金 調 達 方 法		
沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画（別記様式第2号の1の別紙に準ずる。）を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 2 号の 1 の 3（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 総括表</p> <p>[略]</p> <p>(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 漁場環境適正化管理の内容</p> <p>[略]</p> <p>(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</p> <p>(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置</p> <p>ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容</p> <p>[略]</p> <p>(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) 養殖魚の安全性の確保措置</p> <p>ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容</p> <p>[略]</p> <p>(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</p> <p>イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等</p> <p>[略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>様式第 2 号の 1 の 3（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 総括表</p> <p>[略]</p> <p>(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 漁場環境適正化管理の内容</p> <p>[略]</p> <p>(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</p> <p>。</p> <p>(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置</p> <p>ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容</p> <p>[略]</p> <p>(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</p> <p>。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) 養殖魚の安全性の確保措置</p> <p>ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容</p> <p>[略]</p> <p>(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</p> <p>。</p> <p>イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等</p> <p>[略]</p> <p><u>(注) 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</u></p> <p>。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>様式第 2 号の 2（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 総括表</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。</p> <p>2 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>2 資金計画</p> <p>[略]</p> <p>(注) 収支計画（別記様式第 2 号の 1 の別紙に準ずる。）を添付すること。（申請者が認定中小企業者である場合を除く。）</p>	<p>様式第 2 号の 2（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 総括表</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。</p> <p>2 申請者が認定中小企業者及び促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。</p> <p>。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>2 資金計画</p> <p>[略]</p> <p>(注) 収支計画（別記様式第 2 号の 1 の別紙に準ずる。）を添付すること。（申請者が認定中小企業者及び促進事業者である場合を除く。）</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、平成23年度の予算に係る宮崎県沿岸漁業改善資金から適用する。